

第3章

市民との厚い信頼関係の構築をめざして

地方分権の本格化，急速な少子高齢化の進展など，今，まさに，地方自治体の力量が問われる時代の転換期を迎えている。新しい世紀において，京都らしい個性と魅力あるまちづくりを進め，この計画の第1章，第2章に掲げた「安らぎのある暮らし」と「華やきのあるまち」を実現していくためには，市民の代表である市長や市会，市民みずからが，それぞれの役割を果たしながら互いに協力し合い，人権の尊重や環境の保全，経済の活性化など，ひとつひとつの課題の解決に向け努力する必要がある。市民との厚い信頼関係は，本計画を進めるに当たっての基本となるものである。

本市自身が間断なき市政改革に取り組み，実際に各職場で市政の運営を担うひとりひとりの職員が京都市の職員としての自覚と誇りをもって積極果敢に取り組むとともに，市民がその力を向上させ，責任をもって市政に参加していくことが求められる。

このため，積極的に情報を提供・公開し，市民とともに政策を考え，決定された政策を市民とともに実施する。さらに，その政策を市民とともに評価し，政策の見直しと新たな政策の企画・立案につなげる。

その際，区レベルへのさらなる分権の工夫を行い，市民に身近な地域の問題は，できる限り地域の独自性を生かしつつ意思決定を行って，きめ細かな行政サービスの提供に努める。

市民と共通の情報を基に，政策の企画・実施・評価を行うことにより，透明な行政システムを築き，地方分権時代にふさわしい個性ある政策を市民とのパートナーシップで展開する自治体へと京都市が脱皮する。

数字で見る2010年の市民の暮らしとまち

市政に関心のある市民の割合(市政総合アンケート調査)	75%(1999年)	90%
公開している審議会等の数	23(2000年)	ほぼすべて
委員を公募している審議会等の数	4(2000年)	ほぼすべて
パブリックコメントの実施件数	2(1999年)	市政の各分野の構想や計画の策定に当たってはほぼすべて
市内における民間非営利組織(NPO)*法人認証数	48(2000年)	450(法人資格取得意向のある団体すべて)

第1節 情報を市民と共有する

基本的方向

市民との厚い信頼関係構築のための前提として、市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに、市民との対話を通じ市民の意見・提案やニーズを的確に把握し、市政にかかわる情報を市民と共有する。

1 市民の目線での市政情報の提供や公開

(1) 公平・迅速に市政情報を伝える広報活動の充実

市民に公平・迅速に市政に関する情報を伝えるため、「市民しんぶん」をはじめとする印刷物やテレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体を活用した自主広報活動や報道機関への情報提供を充実する。とりわけ、市政に関する情報を得にくい障害のあるひとや外国籍市民、学生などのニーズに対応する。

(2) 開かれた市政を推進する情報公開制度の確立

請求対象範囲を拡大し、非公開事由をより厳格に規定するなど、公文書公開制度を見直し、公正で透明度の高い開かれた市政を推進する情報公開制度を確立する。

ちょっと注目！

インターネット「市民しんぶん」のメール配信
市政情報が定期的に簡単に入手できるよう、市民しんぶんの概要版を電子メールで希望者に配信
さらに詳しい情報を希望するひとのため、本市のホームページとリンクさせ、利便性を確保

2 市民との対話による双方向性の確保

(1) 市民が気軽に意見が言えるしくみの充実

市政に関する意見や提案を受け付ける「市長

への手紙」、くらしやまちづくりに対する市民の意見やニーズを把握し市政に生かす「市政総合アンケート」、行政サービスの市民窓口でのさわやかな対応など、市民が気軽に意見や提案を言えるしくみを充実するとともに、要請に応じて、職員が出向き市民の求めるテーマに沿った説明や意見交換を行うなど、双方向・対話型の新たなしくみを構築する。

(2) 市民活動団体等との対話の場づくり

ひとりひとりの市民では担いきれない重要な機能を果たす都市の一員である企業、大学、宗教法人、市民活動団体など、各種の法人や団体との市政に関する対話の場づくりを進める。

3 市民とともに政策を企画・実施・評価していくための情報の共有

(1) 市民との情報の共有化の推進

情報通信技術（IT）を活用し、市民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくとともに、受付窓口の部署にかわりなく、市民の意見や提案等が市政の各部門に確実に伝わるしくみを構築し、市民が市政に参加していくための基本となる情報の共有化に努める。

とくに、財政状況については、「財政のあらまし」の発行などにより、その現況や課題をわかりやすく市民に伝えるとともに、「バランスシート（貸借対照表）」を作成し、官公庁会計では

把握できない資産や負債の状況まで含めて明らかにする。

また、公的サービスの一翼を担っている外郭団体*についても、その経営状況等について積極的な情報提供に努める。

(2) 市民意見の提出状況とその反映状況等の公表

ひとりひとりの市民や市民活動団体等から寄せられる意見や提案の提出状況を公表する。

また、それらの意見や提案がどのように市政に反映されたかについても公表に努め、市民との円滑な対話の糸口とする。

ちょっと注目！

バランスシート（貸借対照表）の作成

財政のアカウントビリティ（税の用途についての説明責任）とディスクロージャー（財政に関する必要な情報の開示）の拡充

官公庁会計では把握できない資産や負債の状況を明示

職員のコスト意識の向上にも寄与